

改正案	現行
<p>一〇七（略）</p> <p>八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法</p> <p>イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算及び特定入院基本料を含む、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注11の規定により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）及び専門病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。</p> <p>九・十（略）</p>	<p>一〇七（略）</p> <p>八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法</p> <p>イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料及び特定入院基本料を含む、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注13の規定により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。）及び専門病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。</p> <p>九・十（略）</p>